

第2章 障がい者施策の総合的展開

1 地域における支え合い活動の推進

(1) 広報・啓発活動の推進

【施策の方針】

- ・障がいや疾病または障がいのある人に対する市民の理解と認識を深めるため、広報紙をはじめ多様な媒体を活用した広報・啓発活動を推進し、障がいのある人もない人もみんなが安心して生活できる地域社会づくりを推進します。
- ・だれもが安心して生き生きと暮らせるような地域を築くため、すべての市民が障がいや疾病について正しい知識や理解を持てるよう、家庭・学校・職場・地域社会などのあらゆる場において、福祉教育を推進します。

【主要事業】

○心のバリアフリーの推進

社会的に弱い立場にある人に対する偏見や、障がいを理由とした差別等の解消など、心のバリアフリーを推進するために、市民、事業者などへの意識啓発に努めます。

○広報・啓発活動の充実

健康福祉まつりや障害者週間などの行事において積極的な広報・啓発活動を進め、市民の理解を得るよう努めます。

○福祉教育の推進

身の回りの人々や地域との関わりから、「ふだんの暮らし」のなかにどのような福祉的課題があるかを自ら学び、課題を解決する方法を考え、解決のために行動する力を養うことで、ともに生きる力を育むことを目的とした福祉教育を推進します。

(2) 権利擁護*のための施策の充実

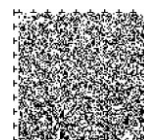
【施策の方針】

- ・障がいのある人でも適切な自己決定や選択、契約といった行為が保障され、また尊重され、安心した生活が送れるよう、各事業の充実を図ります。
- ・障がいのある人に対する虐待防止、障がいを理由とした差別の解消に関する取り組みの充実を図り、権利擁護を推進します。

【主要事業】

○福祉サービス利用援助事業の推進

知的障がいのある人や精神障がいのある人、認知症のある人等判断能力の不十分な人が地域の中で安心して生活できるよう、社会福祉協議会が行う福祉サービ



ス利用援助事業の利用が進むよう支援します。

○成年後見制度*の利用促進

成年後見制度が積極的に利用されるよう制度の周知に努め、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」および「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、利用促進に向けた具体的な施策等を定めて、総合的かつ計画的に推進します。

また、庁内および社会福祉協議会等との連携により、成年後見制度による支援を必要とする知的障がいのある人や精神障がいのある人、認知症のある人に対し、その利用の促進に努めます。

○障がいのある人および障がいのある子どもの虐待防止

障がいのある人や障がいのある子どもが虐待を受けることのないよう、また、万が一発生した場合であっても早急な回復が図られるよう、障害者虐待防止センターが中心となり、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携して、虐待の早期発見、早期対応に努めます。

また、広報紙やパンフレットを活用し、市民への意識の啓発に努めます。

○投票しやすい環境の整備

各投票所における段差解消のためのスロープや車いすの設置、郵便投票や指定病院等における不在者投票、代理投票および点字投票の実施など、障がいのある有権者が投票しやすい環境を整備します。

○権利擁護*の推進

障がいのある人に対する虐待や差別は、人権問題であるとの認識に立ち、関係機関と連携してその防止や合理的配慮*に努めます。また、研修等を通し、市役所職員や関係団体の権利擁護に対する理解の向上に努めます。

(3) 支え合いの社会づくり

【施策の方針】

- ・障がいのある人が地域で安心して生活することができるよう、地域におけるNPO活動やボランティア活動を支援するとともに、地域住民による支え合い活動の推進を図ります。

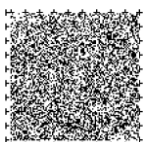
【主要事業】

○地域福祉活動の充実

福祉などさまざまな分野において、行政とNPO法人やボランティア団体との対等なパートナーシップを構築するとともに、それらの団体の自主性や自立性を尊重しながら、その活動を支援します。また、社会福祉協議会が運営する幸手市ボランティア・市民活動センターによるボランティア活動に関する情報を提供し、市民の自発的なボランティア活動を支援します。

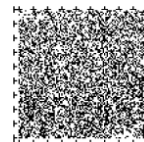
○地域住民による支え合い活動の促進

地域と関係機関が連携しながら障がいのある人への支援体制を深めるなど、地域の中で生活する住民同士が助け合える関係作りを促進します。



○当事者参画の促進

障がい者施策におけるさまざまな取り組みについて、障がいのある人の意見を反映するため、当事者の参画を促進します。



2 地域生活の支援

(1) 相談支援体制の充実

【施策の方針】

- ・地域で安心して暮らしていく上で相談支援体制は、大変重要となっており、身近な地域において、障がいのある人やその家族などの悩みや不安を気軽に相談し、適切な支援に結びつけられるよう、利用しやすい相談支援体制の充実や相談支援機関相互の連携の強化を図ります。

【主要事業】

○相談支援体制の充実

基幹相談支援センター*において、障害者総合支援法*に基づく相談支援業務や、権利擁護*・虐待防止への対応などを実施します。また、基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制を確立し、その充実を図ります。

地域包括支援センターやこども家庭センターとの連携を図り、幅広い相談に対応できるよう努めます。

○ネットワークづくりの推進

障害者総合支援法に基づき幸手市を含む3市2町により設置している「埼玉北地区地域自立支援協議会*」は、地域の問題や課題の検討、相談支援事業者等への専門的な指導、助言、関係機関との情報交換、資質向上のための研修の開催など、その充実を図ります。

(2) 障がい福祉サービス等の充実

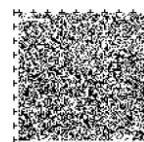
【施策の方針】

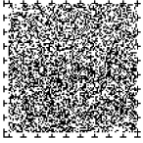
- ・障がいのある人や介助・支援する人などが必要なときに指定障害福祉サービスや地域生活支援事業の各サービスを利用できるよう、計画的に提供体制を整備するとともに、障がいの特性に合わせた支援策の充実に努めます。
- ・障がいの特性やニーズに応じて、身近な地域で施設支援が受けられるよう、入所・通所施設などの施設支援の充実を図ります。

【主要事業】

○居宅介護（ホームヘルプサービス）の充実

地域での主体的な生活を支援するため、居宅における入浴、排せつまたは食事の





介護等を行う、居宅介護を充実します。

○短期入所（ショートステイ）の充実

一時的に介護・介助が受けられない場合や、支援する人の負担軽減などに対応するため、短期入所を充実します。

○施設支援サービスの充実

利用者がサービスを選択しやすいよう、施設等と連携し、サービス内容の情報提供に努めます。

障がいのある人が、自立と社会経済活動への参加に向けて必要な訓練を受けるために、施設の有効活用を促進します。

生活訓練や職業訓練等、利用者の希望や適性にあったプログラムで支援されるような個別支援計画に基づいたサービスの提供を促進します。

入所施設においては、障がいのある人の高齢化にきめ細かく対応するなど、入所者の生活の質の向上への取り組みを促進します。

○障がいのある人に必要な施設の整備

障がいのある人のニーズを踏まえながら、市が設置する幸手市障害者自立支援施設（さくらの里、なのはなの里）や地域活動支援センターの充実など、広域的な取り組みも考慮しながら地域に必要な施設の整備を進めます。

○移動手段の支援

日常生活に必要な屋外での移動手段を確保し、自立生活および社会参加を促進するため、移動支援事業の充実を図ります。また、運転免許の取得や自動車改造に要した経費の助成、福祉タクシー券の支給によるタクシー利用負担の軽減などを図り、障がいのある人の外出を支援します。

○補装具の給付

身体上の障がいを補うための義肢、義眼、車いす、補聴器など必要な補装具の給付・修理を行います。

○日中一時支援事業の充実

日中における活動の場の提供や保護者の就労支援、一時的な休息を支援するため、日中一時支援事業の充実を図ります。

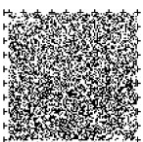
○障がいの特性等に応じた本人および家族への支援

重度・重複障がいのある人や難病*患者、高次脳機能障がい*のある人、発達障がい*のある人等およびその家族が安心して地域生活を継続できるよう、障がいの特性に応じた支援策を検討します。

(3) 地域生活支援体制の整備

【施策の方針】

- ・障がいのある人が安心して地域生活を送るため、地域での暮らしを支える環境整備を図るとともに、地域生活に必要な各サービスの充実に努めます。



【主要事業】

○地域生活移行支援への取り組み

障がいのある人の地域での暮らしを支えるために、身近なところで気軽に相談できる場所
はもとより、居宅介護（ホームヘルプサービス）の利用支援や、就労や居住の支援、余暇活
動や日中の活動の充実など、トータルな支援をコーディネートする人材の確保、育成に努め
ます。

○地域生活支援拠点等*の整備

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、近隣市町と連携し、地域生活支援拠点
および地域の複数の事業所が機能を分担して面的な支援を行う体制等の充実を図ります。

○グループホーム*の整備

家庭環境や住宅事情などの理由で自立した生活が困難な障がいのある人や日常生活上の援
助を必要とする障がいのある人に対して、地域での自立生活を支援するため、グループホー
ムの整備を促進するとともに、利用を促進するための支援策を検討します。

○意識変革の推進

障がいのある人が地域生活に移行した際、安心して地域生活が送れるよう、広報・啓発活
動を通じて、市民の意識の変革に努めます。

3 社会参加・活動への支援

(1) 就労の促進

【施策の方針】

- ・障がいのある人の就労を支援するため、平成 14 年度から設置されている幸手市障害者就
労支援センターをはじめ、埼玉北地区地域自立支援協議会*の就労支援部会、埼玉北障害者
就業・生活支援センター、ハローワーク春日部、幸手市ふるさとハローワーク等と連携し
ながら、就職が可能な職域、職種の開拓を進めるとともに、障がいのある人が可能な限り
一般就労できるよう、障がいの特性に応じたきめ細かな就労支援を推進します。
- ・特別支援学校卒業生や脳卒中後遺症者、退院してもすぐに雇用に結びつかない精神障がい
のある人など民間企業での雇用が困難な人の増加も予想されることから、福祉的就労等活
動の場の充実を図ります。

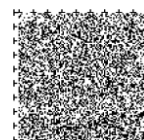
【主要事業】

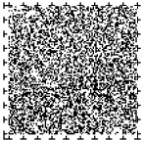
○障がい者雇用の促進、普及啓発

障がい者の就労支援の中核をなす幸手市障害者就労支援センターをはじめ関係機関との連
携のもと、事業主に対する普及啓発活動を通して、障がい者雇用の促進します。

○就労支援の充実

幸手市障害者就労支援センターを中心に、職場開拓や職場への定着支援を行い、
障がいのある人への就労支援の充実を図ります。





○福祉的就労の推進

雇用に結びつきにくい障がいのある人を支援するため、事業者の協力のもと職親制度の活用を推進するとともに、就労継続支援事業所等の利用の促進を図ります。

○職業能力開発の促進

幸手市障害者就労支援センター、埼玉県障害者雇用総合サポートセンター、埼玉障害者職業センターや埼玉県立職業能力開発センターの活用により、障がいのある人の職業能力の開発、向上を促進します。

○福祉と労働の連携

相談から就労までの一貫した取り組みをハローワーク春日部や幸手市ふるさとハローワーク等との連携のなかで確立します。

○優先調達推進の推進

障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等に対し、市の業務に関する物品等の発注の推進を図ります。

(2) コミュニケーション支援の充実

【施策の方針】

- ・視覚障がいや聴覚障がいのある人、情報を理解しづらい人に対する情報伝達手段の充実を図り、情報のバリアフリー化を推進します。

【主要事業】

○情報伝達手段の充実

ボランティア団体による視覚障がいのある人に対する広報紙等のCD化や点訳による貸出、聴覚障がいのある人に対する手話や筆談などの情報伝達手段を充実し、情報格差の解消に努めます。

聴覚または音声・言語に障がいのある人に対する手話通訳者派遣制度や要約筆記者派遣制度などにより、コミュニケーション手段の確保・充実を図ります。

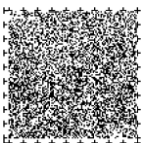
市主催の行事や研修会には、だれもが参加しやすいよう手話通訳者・要約筆記者の設置や点字資料の配布等に、企画の段階から取り組みます。

○情報バリアフリー化の推進

IT（情報通信技術）の急速な進展に対応するため、障がいのある人のIT技能の向上と情報格差の解消を図ります。また、パソコンを利用する上で音声による情報の取得や発信ができるソフトおよびSPコード等の情報伝達手段の導入を推進します。

市のホームページについては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、だれもがわかりやすい情報提供を検討します。

情報提供のさまざまな場面で、見る方によって情報がわかりにくくならないよう、文字情報だけでなく、図や絵等を用いながら、だれもがわかりやすい情報提供に努めます。



(3) スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実

【施策の方針】

- ・障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動や生涯学習活動への積極的な参加を促進します。

【主要事業】

○スポーツ・レクリエーションの振興

障がいのある人も親しむことができるよう、スポーツ・レクリエーション種目の研究、事業内容や開催方法を検討します。

○生涯学習の推進

生涯学習に関する情報提供について、情報媒体の多様化や方法の改善を図り、だれでも容易に情報が入手できるよう努めます。

また、学習補助者やボランティアの養成など、障がいのある人も気軽に参加するための学習支援体制の整備を推進します。

4 安心できる保健、医療の充実

(1) 療育体制の整備

【施策の方針】

- ・妊婦健康診査および各乳幼児健康診査の推進、訪問指導等の保健施策と連携し、発達、発育の状況に応じた適切な療育を受けられるよう、子どもと保護者に対する支援体制の充実を図ります。

【主要事業】

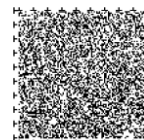
○相談支援体制の充実

妊娠期から切れ目なく相談を受けられる体制づくりを進めます。また、子どもの特性に合った関わり方について、個別相談や集団遊びの中で助言・指導を受けられるよう、相談事業を行います。

発達、発育の状況に不安のある子どもに対しては、適切な療育、治療が受けられるよう、幸手保健所、埼玉県越谷児童相談所等の相談機関や医療機関との連携により相談支援体制を構築します。

○早期発見・早期支援の充実

各乳幼児健康診査等でスクリーニングを行い、早い段階から支援できる体制を充実します。また、発達、発育に不安のある子どもと養育をしている保護者への支援により、健やかな親子関係を育むための療育支援を進めます。



○療育支援の充実

療育が必要な子どもに対して、障害児通所支援などの必要なサービスの利用支援を行います。

(2) 発達障がい*・高次脳機能障がい*のある人への支援

【施策の方針】

- ・発達障がいのある人の心理機能の発達や、高次脳機能障がいのある人のリハビリテーションを促進し、円滑に社会生活を送ることができるよう、障がいを早期に発見・支援する体制づくりを図ります。
- ・発達障がいや高次脳機能障がいのある人の自立および社会活動を促進するため、福祉や保健、医療、介護、教育、労働等の関係機関と連携し、生活状況に沿った支援を推進します。

【主要事業】

○発達障がいや高次脳機能障がいの正しい理解

発達障がいや高次脳機能障がいのある人が地域において円滑な社会生活を送ることができるよう、発達障がいや高次脳機能障がいのが正しく理解されるための啓発活動を推進します。

○相談支援体制の充実

発達障がいや高次脳機能障がいのある人とその家族が抱えている悩みや不安に対して、身近なところで相談、助言・指導、情報提供が行えるよう、相談支援体制の充実を図ります。

また、円滑な社会生活を促進するために、福祉や保健、医療、介護、教育、労働等の関係機関との連携を図り、早期に支援を行える体制づくりを進めます。

(3) 保健・医療体制の充実

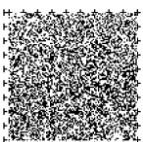
【施策の方針】

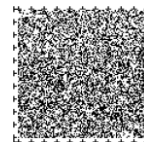
- ・各種健（検）診や健康相談等を実施し、障がいの原因となる疾病等の予防および早期発見への対応を図ります。
- ・障がいのある人が安心して生活していけるよう、本人および家族に対して障がいや疾病の状況に合わせたサービスを提供するとともに、相談体制の充実を図ります。
- ・障がいのある人が地域において安心して医療サービスを受けられる体制づくりと適切な診療の場の確保を図ります。
- ・医療、保健、福祉等の関係機関の連携により、医療体制の整備、充実を図ります。

【主要事業】

○母子保健の充実

妊婦に対し医療機関での妊婦健康診査を勧奨し、疾病の早期発見等を図るとともに、訪問・相談など安全な妊娠・出産を確保するための体制の充実を図ります。乳幼児に対





しては、各乳幼児健診の充実と併せて、各種相談や訪問事業等で、発達段階に応じたサービスを提供します。また、専門医療機関や療育機関と連携を図り、早期療育につながる支援を行います。

○乳幼児健康診査の充実

乳児一般健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳5か月児健康診査を充実し、子どもの発育・発達状況の確認、疾病の早期発見に努めます。さらに、う蝕予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行い、乳幼児の健康の維持・増進を図ります。

○健康づくり・食育の推進

健康日本21幸手計画・幸手市食育推進計画に基づき、市民自らが主体的に健康寿命の延伸をめざした取り組みや、食育を通じて豊かな健康づくりを進めていくことができるように支援します。

○疾病の早期発見と予防

生活習慣病の発症予防と重症化予防を推進するため、各種健（検）診や健康教室、健康相談等の保健事業の充実を図ります。

○関係機関の連携

障がいの進行や重複化に起因する二次障がい等を予防するために、保健、医療、福祉の各分野が連携し、早期対応への体制の整備に努めます。

○リハビリテーションの充実

障がいのある人のニーズに応じたリハビリテーションを支援できるよう、相談体制を充実します。また、専門的で高度なリハビリテーションについては、埼玉県総合リハビリテーションセンター等との連携により、情報提供や助言、支援を行います。

○自立支援医療*費の給付

自立支援医療費は、従来の更生医療、育成医療、精神通院医療を統合したもので、心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な人工透析療法や心臓ペースメーカー植込術等の医療を、指定自立支援医療機関から受けた場合に自立支援医療費を支給します。

○在宅ケアの充実

医療機関、訪問看護ステーション、訪問介護事業者などの関係機関が連携し、重度障がいのある人や難病*患者などに対する在宅ケアの充実を図ります。

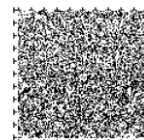
○難病患者の支援

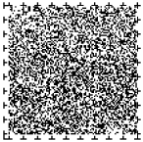
難病患者に対し、障がいや介助に対する専門的知識・技術を有するホームヘルパーによる質の高いサービスが提供できるよう支援します。

(4) 精神保健施策の充実

【施策の方針】

- ・精神障がいのある人の社会復帰を図るため、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関が連携・協力しながら各施策を進めます。





【主要事業】

○精神保健福祉に関する普及啓発活動の推進

こころの健康に関する正しい知識の普及・啓発活動を行い、市民への正しい理解を広めます。また、発達障がい*および高次脳機能障がい*の方を含め、精神障害者保健福祉手帳*の周知と取得を促進します。

○精神保健に関する相談や訪問事業の推進

幸手保健所や医療機関との連携を図り、本人や家族に対し精神保健福祉に関する相談や訪問を行うことで、適切な医療やサービスにつなぎ、安心して生活できるように支援します。

○精神障がいのある人の自立の促進

精神障がいのある人やその家族に保健福祉に関する情報や交流の機会を提供して、障がいに対する理解や適切な対応ができるよう支援し、精神障がいのある人の自立を促進します。

また、精神障がいのある人が地域で自立した生活が送れるよう、必要なサービスの提供を推進します。

○保健・医療体制の充実への働きかけ

精神疾患の早期発見や救急医療体制、訪問看護制度の充実に向けて関係機関へ働きかけます。

5 障がいのある子どもとその家庭への支援

(1) 障がいのある子どもの保育の充実

【施策の方針】

- ・障がいのある子どもや発達が気になる子どもへの保育の充実を図り、その家族を支え、障がいのある子どもたちへの支援を推進します。また、関係機関や医療機関と連携し多様な保育の場の確保を図ります。

【主要事業】

○統合保育の推進

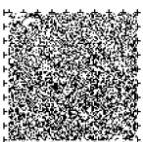
障がいのある子どもなどが保育所や幼稚園等で障がいのない子どもと交流し、学び、遊ぶことにより、お互いに理解を深め育つことができるよう統合保育の推進を図ります。また、保育士等への研修を通じて、人材の育成を図ります。

○居宅支援サービスの充実

障がいのある子どもなどを抱える家庭における保育を総合的に支援するため、居宅介護（ホームヘルプサービス）、短期入所（ショートステイ）等の質・量の確保と充実を図ります。

○連携の強化

保育が必要な障がいのある子どもなどへ適切な支援を行うため、庁内の横断的な取り組みを進めるとともに、保育所（園）や幼稚園、児童発達支援サービス事業所や近隣市町に設置されている児童発達支援センターをスムーズに利用できるよう、連携の強化を図ります。



(2) 障がいのある子どもの教育の充実

【施策の方針】

- ・社会参加と自立を促進するため、一人ひとりの障がい特性に応じた教育を推進します。
- ・学校施設の整備や、教職員の育成、研修機会の充実など教職員の指導力の向上に努めます。
- ・教育と福祉、保健など関係機関の連携のもとで特別支援教育を実施するなど、障がいのある子どもや発達が気になる子どもの教育の充実を図ります。

【主要事業】

○障がいのある子どもや発達が気になる子どもの教育の充実

障がいのある子どもなどの教育を学校教育全体の中で考え、一人ひとりの障がいの特性、状況に応じた教育を進めるとともに、社会活動への力を養い、自立を可能にするための教育を推進します。

○就学相談・教育相談の充実

特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりのニーズに適切に応じることのできる場を整え、就学相談および教育相談を行います。

○就学支援（相談）の充実

医師、学識経験者、関係機関職員等から構成される就学支援委員会により、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりのニーズに適切に応じるための就学支援（相談）を行います。

○特別支援教育の実施

教育と福祉、保健など関係機関の連携のもと、LD*・ADHD*・高機能自閉症*等を含めた障がいのある子どもなどへの教育的対応を行う特別支援教育を推進します。

また、関係機関が連携を確保し、学校と家庭での連続的な支援や、卒業から就労等への移行時の一貫した支援を進めます。

○インクルーシブ教育*の推進

小・中学校における普通学級と特別支援学級の交流学級の実施や、「支援籍学習」

（埼玉県事業）の実施を通じて、障がいのある児童・生徒と、障がいのない児童・生徒との交流教育を推進します。

また、障がいのある人への正しい認識を育むとともに、相手を思いやり、助け合う精神を養うため、体験学習等の福祉教育の充実を図ります。

○学校施設の整備

さまざまな状況に応じた教育環境づくりや、教育以外にも生涯学習の場や災害時の避難施設としての役割も踏まえ、校舎内トイレの便器洋式化や手すりの設置、屋外トイレ等の整備を図ります。



(3) 健全育成の推進

【施策の方針】

- ・障がいのある子どもやその家族が、地域の中で伸びやかに生活が送れるよう、学校との連携により放課後や休日などにおける健全育成施策の充実を図ります。

【主要事業】

○放課後児童クラブへの支援

障がいのある子どもの健全育成のため、学校と連携し放課後児童クラブへの支援を図ります。また、埼玉県巡回支援アドバイザー派遣事業を活用し、保育の質の向上を図ります。

○日中一時支援事業の充実

社会に適応するための日常的な訓練および保護者の就労支援や一時的な休息のために、障がいのある子どもに日中の活動の場を提供する日中一時支援事業の充実を図ります。

(4) 卒業後の進路対策の充実

【施策の方針】

- ・卒業から新しい生活への移行期に一貫した支援を行うため、福祉、教育、労働等の連携をより一層強化し、卒業後の進路対策を充実します。

【主要事業】

○就労・訓練・活動への支援と仕組みづくり

障がいのある子どもが、状況に応じて適切に就労、訓練、活動を選択できるよう、幸手市障害者就労支援センターにおける就労支援を推進します。

○相談機関相互の連携の強化

幸手市障害者就労支援センターを核に、特別支援学校、春日部公共職業安定所（ハローワーク）や埼玉葛北障害者就業・生活支援センターなどの就労支援担当者との連携を強化していきます。

○就労移行支援の充実

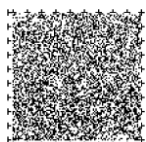
障がいのある人の卒業後の進路希望を早期に把握し、学校、職場、施設等が連携して継続的な支援を図ります。

6 人にやさしいまちづくりの推進

(1) 人にやさしいまちづくりの総合的推進

【施策の方針】

- ・すべての人々が不自由なく日常生活を過ごすことができ、平等に社会参加ができるよう、市民、企業等と連携してバリアのないまちづくりを総合的に推進します。



- ・だれもが利用しやすいように配慮した施設や設備を整備し、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

【主要事業】

○公共施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進

ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、だれもが利用しやすい公共施設の整備を検討します。

○道路等のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進

埼玉県福祉のまちづくり条例等に基づき、道路等のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を検討します。

(2) 住宅・生活環境の整備

【施策の方針】

- ・自立した生活を推進するため、グループホーム*等の整備や、重度の障がいのある人が安心して生活を送るための居宅改善費助成等を通じた住宅のバリアフリー化を推進します。

【主要事業】

○住宅のバリアフリー化の推進

暮らしやすい住宅の整備を図るため、居宅改善費の助成や日常生活用具の給付により、既存住宅のバリアフリー化を推進します。

○グループホーム等の整備

家庭環境や住宅事情などの理由で自立した生活が困難な障がいのある人や日常生活上の援助を必要とする障がいのある人に対して、地域での自立生活を支援するため、グループホームの整備を推進するとともに、グループホームの利用を促進するための支援策を検討します。

○自立した生活確保のための相談体制の充実

自立した生活を確保し促進していくために必要な、住まいの場の確保などについて相談体制を確立し支援していきます。

(3) 道路・交通環境等移動手段の整備

【施策の方針】

- ・障がいのある人が活動範囲を広げ、うるおいのある生活を実現できるよう、だれもが利用しやすい道づくりを推進します。
- ・社会参加を促進するための移動手段の充実を図ります。



【主要事業】

○歩行空間ネットワークの整備

歩行者にとって安全で安心して歩ける歩道づくりを推進します。また、安心して利用できる歩行空間を創出するため、車いすがすれ違える幅の広い歩道の整備や歩道の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置を推進し、バリアフリーの道づくりをめざします。

○車いすで乗車できる公共交通の推進

だれもが利用しやすい公共交通にするため、車いす対応車両の運行を推進します。

○移動手段の拡充

屋外での移動手段の充実を図り、自立した生活および社会参加を促進します。

(4) 防犯・防災対策の充実

【施策の方針】

- ・犯罪のない安全で安心なまちづくりのため、関係機関が連携し、自主的な防犯活動が積極的に実施される地域社会づくりを推進します。
- ・防災知識の普及、災害時の情報提供、障がいのある人などの災害時避難行動要支援者の把握や災害時の誘導などについて関係機関との連携を進め、要援護者に配慮したきめ細かな施策を実施できるよう、防災対策の充実を図ります。

【主要事業】

○緊急時通信手段の充実

火災や救急などの緊急時に通報するため、緊急通報装置や消防署の「ファックス119番」、「NET119」、埼玉県の「ファックス110番」や「メール110番」等の周知を図ります。

○防犯対策の充実

だれもが安全で安心して暮らすことができる地域社会づくりのために、関係機関との連携により防犯のまちづくりを推進するとともに、日頃からの啓発活動やパトロールを実施します。また、自主防犯団体の育成や支援の充実に努めます。

○防災訓練の充実

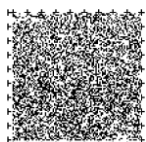
だれもが参加しやすい訓練の実施に努めます。

○災害時避難行動要支援者の支援体制の確立

広報紙やパンフレットなどにより、日頃からの啓発活動に努めます。

また、市地域防災計画に基づき、障がいのある人など、災害時において避難行動に支援を必要とする人が迅速かつ円滑に避難行動等ができるよう支援体制の整備を図るとともに、要支援者それぞれの個別計画の策定を進めます。

さらに、外見からは支援が必要であることが理解されにくい障がいのある方が、災害時に障がいがあることを周囲に伝え、支援を受けやすくなるような取り組みを推進します。



○災害時のネットワークの構築

自主防災組織の整備・育成をするとともに、地域コミュニティにおける防災ネットワークづくりを推進します。

○災害時の日常生活用具備蓄の推進

災害時に安心して避難できるよう、避難所における日常生活用具の備蓄を推進します。

○災害時の福祉避難所の充実

災害時において、高齢者や障がいのある人のほか妊産婦など、一般の避難所において避難生活をすることに對し、何らかの配慮を必要とする方への対応ができる「福祉避難所」を設置し、福祉避難所の特性に合わせた備蓄品の充実に努めます。

○災害時の情報提供の充実

災害時には、さまざまな手段を活用し、障がいや疾病のある人に対する的確に災害情報等を提供できるよう努めます。

